

便宜的な国籍

—フジモリの日本国籍問題に寄せて

村上勇介

MURAKAMI Yusuke

はじめに

二〇〇〇年一月二一日、ペルー議会は日本滞在中のアルベルト・フジモリ (Alberto Fujimori) 大統領から提出された辞表を受理せず、フジモリを大統領から罷免した。一九九〇年から一〇年にわたり続いたフジモリ政権の終焉であった。

フジモリ政権が終焉した経緯は概略以下の通りである。二〇〇〇年にフジモリは、無理な憲法解釈の下、憲法で禁止されていた大統領連続三選立候補を强行し、その賛否をめぐり国論が二分するなかで当選を果たした。だが

選挙過程では、政府機関の親フジモリ的姿勢や反対派の選挙運動に対する妨害などがあり、国際的には公正な選挙とは評価されなかつた。その後、強権的な状態から脱するよう求めたアメリカ合衆国との関係が悪化していた二〇〇〇年九月、最有力の大統領側近ブライミロ・モンテシノス (Vladimiro Montesinos) の野党議員当選者買収事件が発覚し、フジモリ政権は首を立てて崩壊し始めた。五年の任期を一年に減らし、新たな選挙を召集し政権の禅譲を企てたものの、高まる反対派の攻勢を前に情勢不利と判断したフジモリは、ブルネイのAPEC首脳会議に出席するとしてペルーを離れ、同会議に出席後、日本へ寄つた。その頃、ペルーでは、すでに野党勢力が

議会の主導権を握っていた。フジモリは議会に罷免される前に、辞表を提出したが、議会はそれを受理せず、フジモリの罷免を決議した。辞表提出後、しばらく様子を見ようとフジモリは日本に留まつた。⁽¹⁾

こうしてフジモリ政権は終了したもの、日本とペルーの間では、フジモリの日本国籍をめぐる問題が生じた。発端は、大統領を罷免された後、日本に滞在し続け日本に至っているフジモリが日本国籍も所持していることを、日本政府が確認したことである。フジモリは、一九三八年にペルーで生まれてから常に二重国籍者であつたことが公となつたわけである。他方、フジモリ政権崩壊後、汚職や人権侵害など、同政権の様々な疑惑に関する調査がペルーで行われ、ペルー政府は、二〇〇三年七月末、二件の人権侵害事件との関わりを疑いフジモリの引き渡し要求を日本政府に対し行つた。しかし、日本は、法律を罷免された二〇〇〇年が初めてではない。フジモリが大統領に初めて当選した一九九〇年選挙の過程ですでに、日本国籍を持っているのではないかとの疑惑が持たれた。その後、一九九二年と一九九七年に、ペルーの社会評論週刊誌がフジモリの国籍の問題を取り上げたことがあつた。ただ、以前は、フジモリが日本国籍を持つているか否かがライトモチーフとなっていたものの、それを直接問題にするのではなく、日本旅券の使用や出生地をめぐる疑惑に主たる関心が置かれ、それらの点からフジモリの日本国籍を推定する、いわば間接的な問題の立て方をしていた。本節では、フジモリの日本国籍がどのように疑われたのかを簡単に振り返つてみる。

本稿は、その辞任以降、日本とペルーの間に問題を惹起してきたフジモリの日本国籍問題を取り上げる。まず、

以前にも、ペルーにおいてフジモリの国籍が問題として提起されたことがあった点を述べ、その概略を記す。次に、現在のフジモリの国籍問題をめぐる日本、ペルー両政府の見解を紹介する。そして最後に、生後六〇年以上も経つてから日本国籍を使ったフジモリの行為の背後に横たわっていると見られる考え方について分析を試みる。⁽²⁾

一 フジモリの日本国籍問題前史

フジモリの日本国籍が問題とされたのは、何も大統領を罷免された二〇〇〇年が初めてではない。フジモリが大統領に初めて当選した一九九〇年選挙の過程ですでに、日本国籍を持っているのではないかとの疑惑が持たれた。その後、一九九二年と一九九七年に、ペルーの社会評論週刊誌がフジモリの国籍の問題を取り上げたことがあつた。ただ、以前は、フジモリが日本国籍を持つているか否かがライトモチーフとなっていたものの、それを直接問題にするのではなく、日本旅券の使用や出生地をめぐる疑惑に主たる関心が置かれ、それらの点からフジモリの日本国籍を推定する、いわば間接的な問題の立て方をしていた。本節では、フジモリの日本国籍がどのように疑われたのかを簡単に振り返つてみる。

まず、フジモリが日本国籍を持つているのではないかと最初に疑われたのは、一九九〇年四月、フジモリが初当選することになる大統領選挙の最中であった。前年終わりの選挙戦開始から一九九〇年の二月まで一泡沫候補にすぎなかつたフジモリが、二月下旬以降、急速に支持を伸ばし最有力候補に肉薄する勢いを見せ、四月上旬に行われた一次投票で得票率二五%を記録し、一位と三%差の二位につけた。ペルーでは過半数の支持を得た候補者がいない場合、上位二名による決選投票が行われる。

六月の決選投票に向け選挙戦が過熱するなか、対立陣営からの攻撃材料の一つとして、フジモリの日本国籍問題が提起された。

フジモリの対立候補だったのは、世界的に名前が知られた小説家で、ノーベル賞候補にしばしば挙げられるマリオ・バルガス・ジョサ (Mario Vargas Llosa) である。バルガス・ジョサ (スペインでの発音では「リヨサ」) は、一九八七年、当時の中道左派系の政権が銀行国有化を突然、発表した際、その措置に反対する運動を率い、中上層のみならず、下層からも一定の支持を受けた。爾来、フジモリが突如、浮上するまでは、最有力の大統領候補として選挙戦を先導してきた。

確実と思っていた勝利を目前で阻止されたバルガス・ジョサ陣営は、決選投票に向けた否定選挙戦術の一環と

して、日本旅券を使用した疑いがあるとの個人攻撃をフジモリに対し行つた。発端となつたのは、一九七〇年から一年半にわたり、フジモリがアメリカ合衆国のウィスコンシン大学に留学していた際、日本旅券を持っていたところを見たとする目撃証言であつたと言われている。⁽³⁾

中央選挙管理委員会に対するバルガス・ジョサの政治運動の代表が、在ペルー日本大使館を訪れ、日本旅券をフジモリに発給した事実の有無を回答するよう迫つたほか、東京でも外務省に対する働きかけが行われた (Vargas Llosa 1991: 204-205; Daeschnier 1992: 247)。

日本旅券使用疑惑自体は、事実とすれば、大問題となることは必至だつたが、公表されると言っていた日本旅券はついに出てこなかつた。⁽⁵⁾ こうして決定的な証拠に欠けたためであろう、世論の関心は選挙戦の行方をめぐる別の争点へと移つていつた。

次にフジモリの国籍が疑われたのは、一九九二年二月であった。フジモリはバルガス・ジョサとの決選投票を制し、一九九〇年七月、大統領に就任した。就任後、前政権が残した多くの難問のうちの一つ、超高率インフレを抑え経済を安定化させることに成功し、翌年には、フジモリ政権以前の一九八〇年代半ばに途切れた国際金融社会との関係を正常化した。しかし、その一九九一年には、少数与党だった議会において、野党勢力との対立

が日増しに先鋭化し、テロ対策や経済政策、大統領権限などさまざまな争点をめぐりフジモリと野党勢力が衝突した。野党が大統領罷免への動きを見せていたことに神経を尖らせたフジモリは、一九九二年四月、憲法停止措置を発表し、議会や司法府などを閉鎖した。多くのペルル一人は、超高率インフレの抑制などの成果を挙げていたフジモリの指導力に期待し、憲法を停止するという强硬措置に賛成した。反政府武装集団の最高指導者が逮捕されるなどテロ対策の効果が現れたこともあり、憲法停止措置以降の異常事態を正常化するために一九九二年一月に行われた議会選挙では、フジモリ派が過半数を占めた。

新議会が一九九二年一二月末に正式に発足する前の時期に、フジモリに批判的で、憲法停止措置以降はさらにその辛辣さを増した社会評論週刊誌が、フジモリの出生地に疑惑を投げかける記事を掲載した。その記事は、まず、(a)フジモリの洗礼証明書によれば、フジモリの誕生日は、自身が主張する一九三八年の独立記念日七月二八日ではなく、八月四日である、(b)フジモリの生誕地住所の欄には、何か書かれていたものが消された跡があり、その上に「ミラフロレス（リマ）」と書かれている、(c)フジモリが生まれた時、一家はラ・ビクトリアに住んでいたことが知られている、などの点を指摘した（ミラフ

ロレスとラ・ビクトリアは首都リマ市内の区）。そして、一九九〇年の大統領選挙中にフジモリが日本で生まれたとの噂があつたことや、憲法では大統領がペルー生まれでなければならないことを読者に思い出させ、誕生日が一致しないこと、ならばに出生地の欄で何かが消されていることから、フジモリは出生地や出生日について、眞実を明らかにする義務があると主張した (*Caretas* No. 1240)。

だが、翌週の同誌は、今度はフジモリの出生証明書に關して報じ、出生証明書では、一九三八年七月二八日に生まれたとの届出が同年八月四日に父親からあつたと記載されており、洗礼証明書は作成された際に出生日と届出日を混同したようだとした (*Caretas* No. 1241)。また、出生証明書に記載されている出生地の Carrera (カレラ) 農場が存在しないとして、フジモリの出生地に関する疑問は捨てなかつた。しかし、次の号で、フジモリが生まれた場所は、Carrera (カレラ) 農場ではなく、実在した Calera (カレラ) 農場の誤りだつたようだと訂正した (*Caretas* No. 1242)。

数年前の大統領選挙時の噂を、洗礼証明書に見られた誕生日記載の不一致や出生地記載欄の訂正など、直接的には関係のない「状況証拠」で固めようとした無理が災いしたのか、あるいは、疑惑の「根拠」として示した

ものを自ら翌週に訂正せざるを得なかつた点が信憑性を失わせたのか、世論一般は右に紹介した一九九二年の報道を無視した。フジモリが一九三〇年代のリマの郊外にあつたカレラ農場で生まれた後にフジモリ一家がラ・ビクトリア区に引っ越したことは、フジモリの生い立ちに關する公式見解として当時でも知られていたことであり、「客観的かつ偏見を排し、眞実を証明する」と宣言した週刊誌(Caretas No. 1242)にしては、予備知識や準備、調査のレベルが余りにも低く、最初に結論ありきの議論を展開したとの印象を残したことは否めなかつた。

三度目にフジモリが日本国籍を疑われたのは一九九七年八月で、前回と同じく、社会評論週刊誌の記事によつてであつた。この時は、第二期目の政権に入つていたフジモリが支持率を低下させていたところだつた。フジモリは、第一期前半の経済安定化とテロ対策の奏功に加え、一九九三年からは、学校、上下水道、道路、灌漑施設、医療施設などのインフラ建設を中心とする社会支援と貧困対策を精力的に進めた。多くのペルー人はそうしたフジモリを評価し、その経済的な向上への期待を高めた。そうした状況を背景に、フジモリは、再選立候補した一九九五年の選挙では、次点候補に得票率で四〇ポイント以上の差をつける大勝利を收め、少数与党となつた前回の国会議員選挙と異なり、議会でも過半数を獲得した。

こうして白紙委任状を得たフジモリだが、第二期政権では、経済面での向上を促す決定的な政策を打ち出すことができなかつた。加えて、一九九六年八月には、憲法で連続三選立候補を禁じた憲法を解釈する法律を公布し、自らの三選立候補への道を開き、権力欲を露わにした。

軍による人権侵害事件や、軍関係を担当するフジモリの有力な側近のモンテシノスの勢力と影響力の伸張に伴う政権の強権化なども重なり、第二期政権発足の頃に六〇%以上あつたフジモリへの支持率は九六年末には五〇%を割り込む事態となつた。一九九七年の年平均の大統領支持率は四一%で、不支持率五二%を下回つた。フジモリの国籍問題に関する記事が発表される一週間ほど前には、モンテシノスと対立したあるユダヤ人実業家が、帰化した際に付与されたペルー国籍を政府により剥奪される人権侵害事件も起きていた。

三回目の疑惑報道も、結果的には、曖昧な「状況証拠」に基づく憶測の產物だつたことが判明するが、フジモリへの支持が低下する状況での報道であつたためか、世論は前回よりは関心を向けた。三度目の疑惑の「根拠」は、主要なものとして二つあつた。

一つ目は、フジモリの母の外国人登録書である。一九三四年に作成されたとされるこの登録書によれば、フジ

モリの母は、一〇歳未満の子供が二名いると申告した。一九三四年は、フジモリの両親がペルーに到着した年であり、この時、すでに後の大統領が生まれていたことになる（フジモリは姉に統いて二番目の子供）。また、記事によれば、一九一九年に初めてペルーに移住したフジモリの父は、一九三二年に日本へ戻り、藤森家へ婿入りしフジモリの母と結婚した。その後、単身でいつたんペルーに行つた後、一九三四年に再び、妻と子供をペルーへ連れて行くために日本へ帰国し、同年には、家族を連れペルーへ渡つた（*Caretas* No. 1475）。

二つ目の「証拠」は、一九三四年に藤森夫妻がペルーに船で到着した際の上陸記録である。同年に日本からの船は二月、三月、一二月の三回、ペルーに到着しているが、このうち、藤森夫妻は、「フイホー（Fuijo）」丸という船で一二月に到着している。その船の上陸者記録では、フジモリという苗字はないものの、二名の大人と二名の子供の名前が消されている。ただ、消されている苗字の最後の文字が「い」、一人の子供の最後の文字が「〇」であることはわかる。こう指摘する記事の箇所では関連して言及されていないが、別の箇所でフジモリの日本名はケンヨ（Kenyo）である、と紹介しており、「〇」で終わる子供の名前はフジモリのものであることが推察される仕組みの記事になっている（*Caretas* No. 1475）。

日本語の知識が多少でもあれば藤森夫妻が乗つたとされる「フイホー」丸などという名前はおかしいのではないかとわかりそうなものであるし、また、フジモリの日本名は兼也(Kenya)であることを知つていれば、「証拠」と一致するよう、ケンヨとわざわざりで終わるよう記載したのかと勘ぐりたくなる主張である。いずれにせよ、右の疑惑に関しては、フジモリ側の弁護士が記者会見し、一九三四年のものとされる外国人登録は、実際には一九四〇年の書き換えの時に作成されたもので、当時、フジモリの母に一名の子供がいたことは当然であつた(姉は一九三五年生まれで、フジモリは一九三八年生まれ)、などの反論がなされた。さらに、移民史を研究する柳田利夫氏が、さまざまに一次資料から記事の説には根拠がないことを証明した。⁽⁹⁾

まず、一九三四年に、日本からの船は八回ペルーに到着している（三隻の船が、何回か日本とペルーの間を往復した）。このうち、藤森夫妻の到着は一九三四年九月二三日で、乗ってきた船は墨洋丸であったことがわかつている。それは、藤森夫妻が、当時の国策移民会社を通じ移民の手続をしていたので、同社から外務省に提出された渡航者名簿が残つており、そこに、フジモリの両親のみの名前が記載されているからである。藤森夫妻がペルーに渡った時には、未だ子供がいなかつたのである。

続いて、フジモリの父が契約移民としてペルーに初めで渡ったのは、契約移民名簿によれば一九二〇年一月で、番号一六三五一八の旅券を所持していた。右記の社会評論誌の記事が報じたペルーの外国人登録の公式記録によれば、フジモリの父は一九三四年一月、日本へいったん帰国しているが、その時の旅券番号も一六三五一八であった。当時、旅券には複数旅券がなく、一度帰国すると、前の旅券を返納し、出国の際には新たに旅券を作らなければならなかつた。つまり、フジモリの父は、ペルーに渡つた一九二〇年から一九三四年まで、一度も日本には戻つたことがなかつたのである。そこで、フジモリの父が一九三二年に日本へいったん戻つたという記事の記載は、まったくの憶測にすぎなかつたことが判明した。

一九九七年の記事が発表されてから、右に紹介した一

次資料に基づく議論ほどではないにせよ、藤森夫妻のペルーへの移住に関する同趣旨の記述が日本で発行されたフジモリ関係の本に書かれていることがペルーに伝わつた。そこで、記事の議論が補強材料のない薄弱な「根拠」の上に立てられたものであつたことを自覚したからであろうか、フジモリの出生地の疑惑を報じた社会評論誌の翌週号では、前の週に見られた断定的な行論は影を潜め、あくまでも仮説に基づく推測である、と始めている。そして、フジモリはペルー生まれであるものの、そ
の幼い頃の写真から、言われていてる年齢にしては身長が高すぎるとして、一九三八年以前に生まれたのではない
か、との新たな「仮説」を披露した (*Caretas* No. 1476)。
ただ、その「仮説」は、日本の外交資料館に、フジモリの父が在ペルー日本領事館に対し息子兼也の出生を一九三八年八月に届け出た記録が残つてることから、直ちに否定される。⁽¹⁰⁾ もはや、可能な限りの資料を調べ尽くしたうえで綿密かつ緻密に立てられた議論を記事にしているのではないことは明らかであつた。翌週と翌々週の号では、日本人移民が一九三〇年代にペルーで直面した厳しい状況や、日本で発行されたフジモリの母の伝記の内容、藤森夫妻の乗船記録の原本などを掲載せざるを得なかつた (*Caretas* No. 1477 y 1478)。そして、最後に、「国籍問題」と題する開み記事を掲げ、フジモリはペル
ー生まれであることを認めるとともに、日本国籍を持つ二重国籍者である可能性を指摘した。ただ、大統領の要件に関する憲法の規定には重国籍に関する規制が存在しないことから、フジモリがペルーと日本の二重国籍者であつたとしても、憲法上は何ら問題がないと結論付けた (*Caretas* No. 1478)。それまで焦点に据えてきた出生地問題でペルー生まれが確定したことから拍子抜けしたのか、くだんの社会評論週刊誌は二重国籍に関しては深追
いをしなかつた。

二 フジモリの日本国籍

フジモリの日本国籍問題は、二〇〇〇年一月、同人の大統領辞任後に改めて浮上する。以前と異なり、今はペルー、日本の両国政府が絡み、また異なった見解をぶつけ合う状態となっている。発端は、ブルネイで開催されたAPEC首脳会議の帰途、立ち寄った日本から、フジモリが大統領職を辞す意思を示した辞表を提出し日本に留まつたことである。

フジモリの滞在が長期化の様相を呈し始めた二〇〇〇年一二月中旬、日本政府はフジモリの日本国籍を正式に認めた。フジモリの父による国籍留保の届出が一九三八年の生誕直後に在ペルー日本領事館に対しなされていて、父の出身地熊本にある戸籍にも、フジモリの名前が記載されているためである。日本の公式見解に対しペルーが反論し、以後、日本とペルーの両政府間には、フジモリの日本国籍をめぐり見解の対立が存在している。

ペルー政府がフジモリの国籍にこだわるのは、日本が、犯人引き渡し条約を締結している場合を除き、自国民を引き渡さないことを原則とすることを逃亡犯人引き渡し法で規定しているからである。日本は現在、アメリ

カ合衆国と韓国との間でのみ、犯罪人引き渡し条約を締結している。他方、日本は、自国民が海外で犯した犯罪についても、刑罰を課すことを刑法で定めている。つまり、仮に、フジモリの犯罪性を立証する十分な証拠があった場合、フジモリはペルーに引き渡されることなく、日本で裁かれることになる。だがペルー政府としては、フジモリをペルーで裁判にかけたい意向なのである。

フジモリの二重国籍問題に関しペルーと日本の主張が対立する根底には、出生による国籍取得の原則が異なることがある。血統主義をとる日本と生地主義をするペルーの違いである。血統主義は、自国内でもまた自国外でも出生地に関係なく、自国民の子に国籍を付与する考え方で、後者の生地主義は、両親の国籍に関係なく、自国の領土内で生まれた子にその国籍を付与する立場である。日本国籍を持つ移住者の子供としてペルーで生まれたフジモリは、生誕地であるペルーの国籍を持つのみならず、日本国籍留保の届出を父親が行つたことから、日本国籍も持つ二重国籍者である。その二重国籍の扱いをめぐり、日本政府とペルー政府の間では見解の相違が生じている⁽¹⁾。

ペルー側は、生地主義の原則に依拠しつつ、フジモリが日本国籍を保持していることを日本政府が認めたことはおかしいと主張する。持ち出すのは優先国籍という議

論で、それは判例⁽¹²⁾も存在する国際法上の原則であると断ずる。ペルーによれば、重国籍者の国籍が問題となる際、本人の法的行為がどの国籍と最も関係が深かつたかによつて当該者の国籍が認定される。フジモリの場合、日本の戸籍に記載されその国籍を取得する権利を持つにしても、成人してからのフジモリは、兵役の義務、参政権の行使などペルー国籍を行使してきた。しかもペルーの公務員たる行政の長、大統領にまでなり、日本も一九九〇年代にフジモリを日本国民としてではなくペルー大統領として迎えたと指摘する。そして、日本もその国籍法で重国籍を禁じており、日本政府の説明は矛盾していると批判する。

右のペルーの主張に対する日本の立場は次のようである。まず、優先国籍という考え方は国際法上の確立した原則ではなく、国籍に関しては、各国有国内法に基づき個々に定めている。ペルー側が言う判例は、国際法上認められた外交的保護権が問題となつたことから国際司法裁判所が取り上げ判断を示したものであり、外交的保護権が問題となつていなかつたフジモリの場合には関係がない。日本は、その領土内にいるフジモリに関し、その主権の範囲内で国内法を運用しているだけであると反論する。

また、日本の国籍法に関しては、確かに、現行の国籍法には、重国籍の禁止のほか、外国の公務員に就任した

者について法務大臣は当該者の日本国籍喪失を宣言できること規定されてはいる。だが、現行法は一九八五年に発効した法律であり、それまで有効だつた旧国籍法では、国籍選択の義務が規定されておらず、日本国籍以外の国籍も同時に持つてゐる者がそれを使ひても、血統主義の立場から、本人が日本国籍の離脱手続をしない限り、旧国籍法の下では日本国籍者と見なしていた。こうした背景から、現行の国籍法では、フジモリを含む一九八五年以前に生まれた人々には重国籍の禁止などの規定は適用されず、附則の経過措置規定（附則第三条）が適用される。この附則の経過措置規定は、具体的には、現行法が発効して二年のうちに、つまり一九八七年までに国籍の選択をすることを求め、それを行わなかつた場合、日本国籍を選択したものと見なすと規定している。この規定に従い、一九八七年までに国籍の選択をしなかつたフジモリは日本国籍を選択したと日本政府は見なしていると説明する。血統主義をとる日本としては、戸籍に記載のあるラテンアメリカの日系人に対しそれまで一貫して日本国籍を認めてきていることから、フジモリについても同じ基準を適用しただけであるということのようである。

ペルー政府は現在までのところ採つてはいないが、日本の立場を批判するペルーの人権団体などからは、一九

三七年に在ペルー日本領事館がペルー政府に提出した覚書が示されることがある。問題となるのは覚書の五で、その一部が次のように引用される。⁽¹⁴⁾

した文面に依拠している。省略せずに、原文では一文で書かれている「日本の政策」以下（本稿の訳出ではわからりやすいように切つてある）を訳出すると次のようになる。⁽¹⁵⁾

「日本人は、外国人に二重国籍を付与することをペルーが望まない点を理解する。ペルー政府のそうした考えは正当であつて、それは祖国愛のように唯一にして不可分であるものの重複は不可能だからである。日本本の政策とこの国（ペルーを指す—引用者注）にいる日本人の親たちの考えは、その点においてペルーの考え方と完全に一致している。なぜならば、日本の法律と一九二四年に公布された勅令によれば、次のように規定されているからである。勅令に示されている外国で生まれ、その国の国籍を取得した日本人は、……日本国籍を失い、……。」

「日本の政策とこの国にいる日本人の親たちの考えは、その点においてペルーの考え方と完全に一致している。なぜならば、日本の法律と一九二四年に公布された勅令によれば、次のように規定されているからである。勅令に示されている外国で生まれ、その国の国籍を取得した日本人は、もし、法律の定めるところに従い、国籍を保つ意思を表明しなければ、その事実により、生誕時に遡つて前出の法令が適用され日本国籍を失う。また、日本国籍を保留したとしても、その意思を表明しさえすれば、後に日本国籍を放棄することができ、」

右に引用した続きの部分では、一九二四年の勅令にペルーも含まれていることが指摘されている。右を一読すると、日本政府は、生誕地の外国籍を取得した日本人の子供は、いわば自動的に、日本国籍を失うと一九三七年にペルーに対し通報しているとの印象を与える。

しかし、問題は一九三七年の覚書の引用の仕方である。右の引用で示したように、ペルー側の解釈は一部を省略

傍点をほどこした部分が先に示した引用で省略された部分である。全文を見ると、当時の日本政府は、思ひは同じであるとペルー政府に対し一応の敬意を払つてはいるが、国籍留保の手続をしなかつた場合と、国籍を放棄する意思を表明した場合に、生誕地の外国籍を取得したこと、日本人の子供は日本国籍を失うことを通報したことがわ

かる。日本の解釈は、一九三七年当時から今日まで変わつていないのである。

ペルー政府は、日本政府に対する引き渡しについて、
相互主義の観点からも要求するとしばしば表明してきた。

ペルー側の言う相互主義は、一九九六年に国際指名手配されたいた日本赤軍のメンバーがペルーで逮捕された際、日本側に引き渡したことから発している。つまり、日本とペルーの間には引き渡し協定はないのだが、一九九六年に日本へ犯罪人を引き渡しているのだから、フジモリの場合も引き渡せるはずであると主張する。これに対しでは、日本は、一九九六年の事件は偽造旅券による違法入国の問題であり、フジモリの場合とは異なり、相互主義の原則にはなじまないと判断している。

また、フジモリの国籍を理由に日本が引き渡しを拒否した場合、ペルー政府は国際司法裁判所に訴える可能性にも何度もとなく言及している。だが、国際司法裁判所が取り上げたとしても、フジモリの日本国籍がペルーのそれとは矛盾しないとの判決を出すのが精一杯だろうとペルーの国際法専門家が指摘している。⁽¹⁶⁾

前節では、フジモリの国籍をめぐる日本とペルー両国政府の見解の相違を紹介した。筆者は法律の専門家ではないのでどちらが正しいかを判断することはできないが、少なくとも、すでに指摘したように、日本政府の立場が法律的に誤っていると主張するペルー側が持ち出す議論には、いくつか無理な点があるようと思われる。⁽¹⁷⁾いずれにせよ、門外漢がこれ以上法律論に深入りすることは避け、国籍の持つ意味という別の観点からフジモリの問題を眺めてみたい。

フジモリにとって日本国籍は何か意味を持つのか。国籍の内容に関しては、前節で述べたペルー側の主張にも見られるように、実体はなかった。フジモリはその人生のほとんどにおいて、日本人として行動したことはなかつたのである。

フジモリの両親は、当時の日本人移民と同様に、いざれば日本に戻ることを夢見てペルーへ渡った。そこで、最初は、子供に対し日本語の家庭教師をつけ勉強させていた。フジモリも六歳の途中までは日本語の環境のなかで育つた。しかし、日本が戦争に走り、そして負けるや、

三 便宜的に使用される国籍なし

フジモリの両親はペルーに留まることを決意し、その社会に溶け込まなくてはならなくなつたことから、子供をペルーの学校に通わせた。以後、フジモリはペルー社会に順応しながら成長した。そして、兵役や納税の義務、投票権の行使など、ペルーア人として人生を送ってきた。ペルーの大統領就任は、そうしたフジモリの人生の到達点であつた。大統領在任中も含め、フジモリは日本を訪れることが多かつたが、それは、ペルーア人によるある外国の訪問だった。

フジモリは、政権を追われる段になつて、六〇年以上前に、父親が国籍留保の手続をしていたことから法律上、残つていた日本国籍を初めて行使した。それは、不利になる一方だつた国内政治から逃れるための便宜的な手段であり、しかも、日本とペルーの間の法律の隙間をすり抜けるものであつた。あわよくばペルー政治での復活を図るフジモリに、仮の宿、一時的な避難場所を提供する道具なのである。仮に将来、フジモリの願いどおり、ペルーに戻り政界に復帰できる時が来たら、日本国籍は簡単に捨て去られてしまうであろう。

国籍までいかなくとも、日本との紐帯（血縁）を便宜的な手段と捉える発想は、いわゆる出稼ぎとして、ペルーから日本に来る、日系人を中心とするペルーア人にも観察される。一九九〇年六月の入国管理法の改正により、

海外在住の日系人が日本での単純労働に従事できるようになってから、ペルーやブラジルなどラテンアメリカから移住者が急増したことはよく知られている。⁽¹⁸⁾登録外人の数字を見ると、バブル経済を背景に、在日ペルーア人は増加しつつあつたものの、一九八八年までは一〇〇〇人以下で一九八九年に四〇〇〇名を超えるほどであった。それが、入国管理法が改正された一九九〇年には前年の倍以上の一万人台となり、以後、増加し続け、一九九二年に三万人、一九九七年に四万人、そして一昨年に五万人を数えた（表を参照）。

年	在日ペルーア人（名）
一九八九年	4,000
一九九〇年	10,000
一九九一年	15,000
一九九二年	30,000
一九九三年	40,000
一九九四年	50,000
一九九五年	60,000
一九九六年	70,000
一九九七年	80,000
一九九八年	90,000
一九九九年	100,000
二〇〇〇年	110,000
二〇〇一年	120,000
二〇〇二年	130,000
二〇〇三年	140,000
二〇〇四年	150,000
二〇〇五年	160,000
二〇〇六年	170,000
二〇〇七年	180,000
二〇〇八年	190,000
二〇〇九年	200,000
二〇一〇年	210,000
二〇一一年	220,000
二〇一二年	230,000
二〇一三年	240,000
二〇一四年	250,000
二〇一五年	260,000
二〇一六年	270,000
二〇一七年	280,000
二〇一八年	290,000
二〇一九年	300,000
二〇二〇年	310,000
二〇二一年	320,000
二〇二二年	330,000
二〇二三年	340,000
二〇二四年	350,000
二〇二五年	360,000
二〇二六年	370,000
二〇二七年	380,000
二〇二八年	390,000
二〇二九年	400,000
二〇二〇年	410,000
二〇二一年	420,000
二〇二二年	430,000
二〇二三年	440,000
二〇二四年	450,000
二〇二五年	460,000
二〇二六年	470,000
二〇二七年	480,000
二〇二八年	490,000
二〇二九年	500,000
二〇二〇年	510,000
二〇二一年	520,000
二〇二二年	530,000
二〇二三年	540,000
二〇二四年	550,000
二〇二五年	560,000
二〇二六年	570,000
二〇二七年	580,000
二〇二八年	590,000
二〇二九年	600,000
二〇二〇年	610,000
二〇二一年	620,000
二〇二二年	630,000
二〇二三年	640,000
二〇二四年	650,000
二〇二五年	660,000
二〇二六年	670,000
二〇二七年	680,000
二〇二八年	690,000
二〇二九年	700,000
二〇二〇年	710,000
二〇二一年	720,000
二〇二二年	730,000
二〇二三年	740,000
二〇二四年	750,000
二〇二五年	760,000
二〇二六年	770,000
二〇二七年	780,000
二〇二八年	790,000
二〇二九年	800,000
二〇二〇年	810,000
二〇二一年	820,000
二〇二二年	830,000
二〇二三年	840,000
二〇二四年	850,000
二〇二五年	860,000
二〇二六年	870,000
二〇二七年	880,000
二〇二八年	890,000
二〇二九年	900,000
二〇二〇年	910,000
二〇二一年	920,000
二〇二二年	930,000
二〇二三年	940,000
二〇二四年	950,000
二〇二五年	960,000
二〇二六年	970,000
二〇二七年	980,000
二〇二八年	990,000
二〇二九年	1,000,000

先に「日系人を中心とするペルーア人」と書いたが、そ

表 日本におけるペルーカの外国人登録者

年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
人数	553	615	864	4,121	10,279	26,281	31,051	33,169
割合	0	0.1	0.1	0.4	0.9	2.1	2.4	2.5
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
	35,382	36,269	37,099	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052
	2.6	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8

出典：法務省統計で、1991年まではCastillo（1999：101）、1992年以降は同省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/PRESS/020611-1/020611-1-3.html>、2003年7月6日）。

注：割合は外国人登録者全体に占める割合（%）。

これは、日本へ働きに来ているペルーカのなかには、日系人ではないにもかかわらず日系人になりすまして日本で働いている者も含まれるからである。偽造日系人と呼ばれる人々で、正確な数字は把握できないが、かなりの数にのぼることは確実である。日系人になります基本的な手口は、金銭によって、日本に戸籍を持つ日系人と形だけの養子縁組するなどして戸籍謄本を得て、それに合わせて出生証明書などのペルーカの公式証明書を偽造することである。この場合も、日本へ出稼ぎに行くための便宜的な手段として国籍が利用されている。「国籍は生得的「資源」とは考えられていない。なければ獲得するまで」（山脇1999：257）なのである。国籍の実態はもとより、形式的な関係すらも持たないにもかかわらず、日本で働くという目的のため、偽造という非合法な手段に訴えてでも国籍ないし日本との血の繋がりを獲得する姿勢である。

国籍を使宜的に使おうとする姿勢は、経済的であり、政治的であれ、窮地に追い込まれた者がなりふり構わず窮状を脱しようとして採られるという側面がある。ただペルーカに關しては、そうした姿勢を肯定する考え方が伝統的に存在してきたことも影響しているようと思われる。クリオジョ文化（criollismo）とか、クリオジョ的な贊美（viveza criolla）と呼ばれるもので、結果に到達

するまでの過程やそのための手段、手続には拘泥しない態度や行動様式である。それは、少数の有力者を頂点とする厳格な階層社会や閉鎖的な政治といったペルーの歴史的条件の下、社会的な地位を高める」とを志向する人々によって生み出された。クリオジョ (criollo) と呼ばれたペル一生まれの白人支配層のなかで生まれ、一般の人々にまで広まった (遲野井 1995: 21-24; Salazar 1964: 20-24)。

クリオジョ文化で重要視されるのは、個人が、抜け目なさ、攻撃的態度、慎重さ、へつらいやおべつかなど、ありとあらゆる対処手段を状況に応じて組み合わせ巧みに駆使し、社会関係の局面」とは、自分にとって最大限に有利となるよう身を処してゆく」とである。あらゆる状況に対しいかなる手段をもつてしても対処できる (sabérselas todas) 人が「生 (vivo)」、「賢い者」として賞賛される。ある目的を達する、あるいは実利や実益を得るために、本心や眞の意図を隠し通し、陰謀を練り、それには立場を変え仲間を裏切る無節操をも厭わない。法やルール、良心を眞面目に信じる者は「愚か者」(tonto)、zonzo あるいは un caido del palto (原義は、アボカドの木から落ちた者) である。「賢い者」は、本来は社会共同体を規定し支えるため有形、無形に存在する一定の枠組、つまり制度を無視しても、与えられた状

況を最大限に利用し所期の目的を達するものであると捉える。ペルーでは、「賢い者は愚か者を糧に、愚か者は自分の労働を糧に生きる」(el vivo vive del zonzo, y el zonzo de su trabajo) (Hildebrandt 1994: 452) とまで言われる。

以上のようなクリオジョ文化が支配的ななかでは、表記された公の制度の一つである法律は、それが先進的な理念や理想を反映した内容であることも手伝って、現実の適用においては形骸化し骨抜きとなる。植民地の現状を無視しスペイン本国で発令された法律が現地の状況に合わせ恣意的に解釈、運用されることから生まれた植民地時代の慣習、「法律は尊重されど、遵守されず」(la ley se respecta pero no se acata) が今日まで存続するハトchner となる。また、メキシコの独裁者ポルフイリオ・ディアス (在任一八七六—一九一一年) が「友人にはすべてを、敵には法律を」(Para mis amigos, todo ; para mis enemigos, la ley) としたように、個人的な親密度やペトロニン・クライアント関係により、法の適用に手心を加えるところ (21) ともおかり通るのである。

結語

本稿はこれまで、フジモリの二重国籍問題とその背景について概説的な考察を加えてきた。まず、大統領の辞任を機にペルーと日本の間の懸案事項にまでなるフジモリの日本国籍も、フジモリが当選した一九九〇年の選挙以降、三度にわたりその所持の可能性が指摘されていたことを振り返った。いずれの場合もフジモリの日本国籍所持を直接的に問う形ではなく、日本旅券所持やペルーバイで出生した可能性といった、いわば間接的な問題提起の仕方であった。ただ、その論拠は不十分で確固としていたことから、フジモリの日本国籍を証明するまでは至らなかつた。続いて、辞任後に日本政府が認めたフジモリの日本国籍について、ペルー、日本両国政府の見解の相違を対比した。両国の対立する見解は、国籍に関する原則の違いを背景に、日本の国籍関連法規が十分にペルーで理解されないとから発していると同時に、フジモリの犯罪性をめぐる認識の違いも影響を与えると思われるなどを指摘した。そして、最後に、苦境を乗り切るために便宜的な手段として国籍を使うフジモリの態度が、日本へ出稼ぎに來て多くのペルー人に共

通するものであること、さらに、そうした実利主義的な姿勢を肯定する風潮がペルーには伝統的に存在してきた点を述べた。

便宜的に使われる国籍ではあるが、状況しだいでは、結果的に実体を伴つてゆく可能性があることも認識されなければならないだろう。ペルー政界への復帰に意欲を見せるフジモリは別として、働くために日本へ来たのは一時的なものであると考えていた多くのペルー人のなかには、滞在歴が一〇年を超える場合も見られ、定住化する人々も出てきている。将来的には、日本で教育を受け育つただけでなく、日本で生まれ育ち成人したペルー人が出現することも十分予想されるのである。それは、戦前、経済移民として一旗挙げるつもりでペルーに渡つたフジモリの父のような日本人が、国際情勢の変化のなかでペルーに定住することを決意し、ペルーで生まれ育つた「日本人」が出てきた経緯と似ている。定住化の過程がさまざまな困難を伴わないものである保証はないものの、それは、国籍が実体化する可能性を内に持つものである。

(1) 註
フジモリ政権の崩壊過程を含め一九九〇年代のペルー

政治とフジモリ政権に関しては、筆者による別の研究（村上 2004）を参照。

(2) ペルーは、原則的に重国籍を禁止しているが、他方、

憲法において、スペイン、およびラテンアメリカ諸国の国籍を持つ者についてはペルーとの重国籍を認める、一種の差別規定が盛り込まれている。ラテンアメリカ諸国の人々に対するものは、近年、相互に重国籍を認め合う協定を結ぶ国が増えていることの反映なのであるが、スペイン人に関するには、一九世紀初頭のスペインからの独立以降、ペルー史上で主要と見られる憲法には必ず規定されてきたことからすれば、スペイン系の白人を優遇している規定という側面も存在しているように思われる。

(3) ただし、この証言をした人物は特定されず、また、証言内容も立証されなかつた。

(4) バルガス・ジョサ候補の息子で父の選挙運動の広報担当を務めていたアルバロ・バルガス・ジョサは、在ペルー日本大使館への要請などの行動は、バルガス・ジョサ候補自身が閲知する前に、その周囲の者によつて採られたと述べ（Vargas Llosa 1991: 204）、父の意思で採られたものではないことを強調している。なお、旅券の噂以外にも、フジモリは日本で生まれたとの噂も流れたが、これに関する「目撃証言」は現れなかつた。

(5) アルバロ・バルガス・ジョサは、海軍筋他からも同様の情報を聞いたが、旅券自体が現れなかつたことから、その情報は真実ではないと考えたという（Vargas Llosa 1991: 205）。ちなみに、当時、日本政府は、調べられる限りの記録を探したが、フジモリに対する日本旅券発給の事実は確認されなかつた。

(6) 今も昔もそうだが、日本人にとって、スペイン語の「r」、「rr」の発音の区別は最も苦手とするところで、父親がフジモリの出生届をした際、発音がうまくいかず、誤って記載された可能性が高いとされる。

(7) 日本人の記者が取材を基に当時までに発表したフジモリ関係の本でも、このフジモリ一家の引越しについて記している（千野 1992: 95-100; 清上 1991: 42-44; 芝生 1991: 112, 138-141）。なお、千野に比べると清上には曖昧な記述が見られ、後に述べるように、一九三四年だった藤森夫妻のペルー移住を一九三二年とする（清上 1991: 29）など誤記もある。

(8) 現行の一九九三年憲法によれば、大統領は一度に限り連続再選が認められ、二期連続して務めた場合は、一期おいてから立候補できると定めていた。問題は、現行憲法が発効する前の一九九〇年から始まり九五年まで続いたフジモリの任期を現行憲法が規定する第一期と見なすか否かであつた。与党連合は、憲法発効後に始まつた任期を第二期とするとの解釈法を成立させた。つまり、一九九三年憲法にとって、フジモリの第一期日は一九九五年から始まる任期であるとの無理な解釈を示したのである。

(9) 以下で示す渡航者名簿に載つた藤森夫妻とフジモリの父の旅券番号については、柳田氏のホームページにデータが公開されている（<http://www.slis.keio.ac.jp/~bakubklmbk17.htm>）。

(10) 「産経新聞」（大阪版）一九九七年八月二三日、ハペー
ジ。記者会見でフジモリ家の弁護士も、日本にあるフジモリの父の戸籍を披露し、その戸籍には、フジモリが一九三八年にリマで出生したと書かれている旨発表した。なお、

戸籍では、フジモリの生誕日は七月二八日ではなく一六日となっている。フジモリ家の事情に詳しい筋によれば、戸籍の日付が正しく、ペルー側の記録が別の日になつてゐるのは、届け出た際、父親が、独立記念日と一緒にしてはとのペルー人の証人（ペルーでは、出生を届け出る際、二人の証人が必要）の提案を受け入れたためだという。

(11) 原則の問題のはか、政府を含め、日本とペルーでは、フジモリの犯罪性に関する認識の差があり、両国との間の摩擦の原因となつてゐる。日本は無罪推定の原則的な立場なのに対し、ペルーでは、フジモリは黒であると見なす傾向が強い。反フジモリ派などは、日本では「眞実」が知られていないとしてマス・メディアなどを批判する。確かにそうした面があることは事実だが、他方、フジモリの犯罪を示す一定の確証が未だ提出されていないことも認識されなければならないだろう。例えば、ペルーからの最初の引き渡し請求の根拠となつてゐる軍による人権侵害事件に関しては、実行したとされる部隊のメンバーによる間接的な証言（「フジモリが指示を出したとモンテシノスが言つていた」など）に留まつており、しかも、肝心のモンテシノスや実行した部隊の長は口をつぐんだままである。なお、軍による人権侵害事件をめぐつては、一九八〇年代の同様の事件に關する裁判が起こされておらず、判例もないことから、フジモリ側は、大統領には個々の作戦を指揮する権限は一般的にして、職務権限の問題から無罪を主張することもできよう。また、ある法律専門家は、別の陥路を指摘し、フジモリの裁判は難しい裁判となるうと予測する（アンダーソン・奥田 2003: 301-303）。

(12) ペルーが判例として挙げるのは、国際司法裁判所によ

るノッテボーム事件の判決である。同事件は、リヒテンシユタイントグアテマラの間で、ノッテボームという二重国籍者の外交的保護権が争われたもので、国際司法裁判所は、一九五五年国際法が認める国籍は、個人と国家の間に真正な結合関係、つまり、本人の住所、利害関係、家族、公的生活への参加、国家への帰属意識ないし忠誠心などにおいて決定される関係が認められるか否か（真正連関理論」と呼ばれる）によるとの判決を出した。また、似たような係争で、一九一二年に当時の国際仲裁裁判所が「真正連関理論」に基づき判決を下した、ペルーとイタリアの間のカネバロ事件をペルー側が引き合いに出すこともある。

(13) こうした公式見解はフジモリ問題が起ころる前から存在した。法務省関係者の国会における答弁などについて、アンダーソン・奥田（2003: 310-311）を参照。なお、現行の国籍法の附則に關し、細かいことを一つ言い添えると、ペルーの専門家などが日本の国籍法を参照する際、法務省のホームページに掲載されている国籍法の英訳を参照している。ところが、この英語版には附則の部分が翻訳掲載されていない。英語版で附則部分が省略されているため、フジモリをめぐる問題で、ペルー側が日本の立場を理解できない一因になった可能性があると見られる。

(14) 次の引用は、ペルーの人権団体連合会 (Coordinadora Nacional de Derechos Humanos) が公開してある「フジモリは引き渡し可能である」と題するホームページに掲載されている引用である (<http://www.fujimorixtraditable.com.pe/espanhol/nacionaldad.htm>)。

(15) 原文は次のとおり。“La política del Japón y el

sentimiento de los padres japoneses en este país están en completa conformidad con el criterio peruano en este punto, pues según la ley japonesa y la Ordenanza Imperial No. 262 expedida en el año 1924, se establece que los japoneses que nazcan en los países extranjeros indicados en la Ordenanza, y obtengan la nacionalidad de dicho país, pierden la nacionalidad japonesa ; originándose desde el tiempo de nacimiento '*Ipsò Facto*' la aplicación de esta disposición, si no expresan la intención de conservar la nacionalidad conforme a lo dictado en el Reglamento y aunque sea conservado[sic] dicha nacionalidad, podrá renunciarla más tarde por el solo hecho de manifestar su intención en tal sentido." (<http://www3.larepublica.com.pe/2001/JUNIO/pdf20/politica.htm>) originándose 液上が省略されたるのじある。日本からの長い訓を記したスペイン語文であることが窺われる文面である。だが、長いからとこゝで、条件節を省略するは、趣旨を変える意図があるとしか讀むようだ。

(16) グスタボ・オリバレスのイントビュー (*El comercio*, 6 de enero de 2002)。ペルー政府同様、オリバレスはいのイントビューのなかで優越国籍を国際原則とする一方、国際司法裁判所の判決は日本とペルーの国籍は矛盾しないとの趣旨にならうと述べており、その主張が首尾一貫している。また、日本は、憲法九八条二項で国際法規を遵守すると規定していることから優越国籍の原則を受け入れたとオリバレスは指摘しているが、仮にそうであるならば一九八五年に発効した現行の国籍法は直ちに修正されては

ければならなかつただろう。

(17) 法務大臣が行う日本国籍喪失宣言に関する現行国籍法の条項を同法の施行以前に生まれた人々には適用できないとする、フジモリ問題発生前からの政府公式見解に異を唱え、自由の説に従つて同条項はフジモリの場合に適用されぬと主張するある法律専門家も、日本政府によるフジモリの国籍認定は現行法の公正な適用結果に基づくと認めている(ヘンダーン・奥田 2003: 296, 298, 302, 308-320, 330)。

(18) 一九九〇年の入国管理法改正の背景については、ペルー経済による単純労働需要の大幅な拡大があつたことは繰り返し指摘されてきた。だが、一九八〇年代後半に、ペルーやペルーへ移民した日本人の出身地が集中する沖縄と九州の県知事が、日系人がもつと日本へ容易に来ることができるように法律を改正してもらいたいとの趣旨の意見書を提出したことが言及されるとはない。

(19) 単純労働に従事する在日ペルー人の日本への移民の動機については、移民のいくつかの事例を報告したCastillo (1999: 26-95), 液上 (1995: 17-125) などを参照。液上 (1995: 62-125) は脅迫などのテロ問題から日本への出稼を決意した日系人の例が記されているが、全体として見ると、ほとんどは経済的な動機である。

(20) ペトロノ・クライアント関係とは、政治的な有力者が財や便宜、職などの価値を恩情により提供し、その恩情を受ける、おまわりな社会階層に属する個人や集団が、恩情を与えた政治的有力者に忠誠や支持などの政治的資源を提供し、服従する関係で、ペルーの政治集団が形成される際の基本的原理として働く。

(21) フジモリが汚職や人権侵害でペルー当局から告発されてもよいとに関し、確たる証拠があるのであれば裁かれるべきは当然であるが、クリオジア文化の背景からすると、

フジモリ追及を叫ぶ人々は、もしかしてペルー国内の政治力学の片棒を担がされているのではないかと常に自問することができるであろう。おもなふと、「フジモリのみ」の責任追及に終わってしまう可能性があるからである。フジモリを非難する声に生き消されてしまっている（そして、報道機関もまたたく重視していない）が、昨年、リマ法曹協会会長は、フジモリ政権関係者の訴追について、検察側が立証責任を果たしておらず、おろそか被告が無実を証明しなければならない状態となつてゐる警句した (<http://www.elcomercioperu.com.pe/Noticias/Html/2003-05-17/Politica0003703.htm>, 11〇〇〔11年五月一八日〕)。

村上勇介 (2004) 「ハジモリ時代のペルー——救世主を求める人々、制度化しない政治」平凡社。

山脇千賀子 (1999) 「人の移動・国家・生活の論理——「アメリアと日本をつなぐもの」清水透編『ラテンアメリカ——統合圧力と拡散のエネルギー』〈南〉から見た世界〇五、大月書店、[一四]—[一七]頁。

Castillo, Álvaro del (1999) *Los peruanos en Japón*. Tokio : Gendaikakkushitsu Publishers.

Daeschnner, Jeff (1992) *La guerra del fin de la democracia : Mario Vargas Llosa versus Alberto Fujimori*. Lima : Peru Reporting.

Hildebrandt, Martha (1994 [1969]) *Peruanismos. Biblioteca básica peruana VI*. Lima : Biblioteca Nacional del Perú.

Salazar Bondy, Sebastián (1964) *Lima la horrible*. Letras Latinoamericanas 3, México, D.F. : Ediciones Era, S.A.

Vargas Llosa, Álvaro (1991) *El diablo en campaña*. Madrid : El país/ Aguilar.

(むいかみめうやけ、地域研究企画交流センター)

アンダーハン・ケハム・奥田安弘 (2003) 「ハジヤリ元ペル
一大統領に関する国籍法および国際刑事法上の諸問題」
『北大法学論集』五四 (iii) 卒、二八九—三三四頁。
遻野井茂雄 (1995) 『現代ペルーとフジモリ政権』アジアを
見る眼九一中、アジア経済研究所。

牧生瑞和 (1991) 『ハジモリ大統領とペルー』河出書房新社。

千野境子 (1992) 『選かな道——フジモリ大統領の母』産経新聞社。

瀬上英二 (1991) 『マルベルト・フジモリ——大統領へのし
たたかな戦略』素朴社。

—— (1995) 『日系人説明——南米移民、日本への出稼ぎの
構図』新評論。